

《芳ヶ平方面への遊歩道をご利用の方は入山届を提出して下さい》

草津町

草津白根山に対する噴火警戒レベルが2（火口周辺規制）から1（活火山であることに留意）に引き下げられたことに伴い、火口周辺の立入規制についても**1 km圏内規制**から**500 m圏内規制**へと変更になりました。

しかしながら、草津白根山が活動中の火山であることに変わりはなく、今後においても火山活動が再び活発化した場合には、**1 km圏内規制**がひかれる可能性は十分にあると考えられます。

芳ヶ平方面の遊歩道については、その一部が草津白根山に対する1 km圏内規制の範囲内にあることから、火山活動が再び活発化した場合に備えること、また、遭難事故等の未然防止のために「**入山届**」の提出をお願いすることとなりました。

入山届けの用紙は **下記施設** に備えてありますので、必要事項をご記入の上、各施設へ提出してください。（**個人情報につきましては厳重に管理いたします。**）

- 白根火山ロープウェイの山麓駅、山頂駅
- 白根レストハウス、天狗山レストハウス
- 白根パークサービスセンター（自然公園財団事務所）
- 芳ヶ平ヒュッテ（渋峠方面から入山される方はこちらで提出願います。）

※「入山届」は草津町役場HPからもダウンロードできます。

URL

http://www.town.kusatsu.gunma.jp/www/contents/1497919377815/files/kusatsu_tozan_nyuzan_todoke_syosiki.pdf

皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。